

令和7年度第2回亀岡市地域公共交通会議(令和7年10月29日開催) 議事要旨	
議事 (1) 亀岡地区コミュニティバスの経路変更について その他	
議事 (1) 亀岡地区コミュニティバスの経路変更について	
委員 (京阪京都交通)	地域住民の期待に沿えない結果となり申し訳ない。3月から9月までの試験運行により、運転士及び担当営業所への聞き取り、本社による現地調査を行った。亀岡市及び自治会からは安全対策について様々な提案をいただいたが、急こう配区間における車内事故リスクを防ぐことは難しく、現経路での運行継続は困難と判断した。 西つつじヶ丘方面への乗り入れをなくさないため、労働組合からの助言も踏まえ、安全対策を講じていただくことを条件に、美山台、霧島台への試験運行を継続することとした。今回、8.6人という目標人数を設定されており、地域の皆様には、利用促進に取り組んでいただくことを願う。 全国的に運転士が不足しており、弊社でも赤字路線だけでなく、黒字路線も減便せざるを得ない状況であり、会社としては待遇改善や採用強化に取り組んでいくが、そのためには地域の皆様の利用が不可欠である。 今後も安全運行を継続していきたいと考えているので、御理解、御協力をお願いする。
委員 (京都運輸支局)	便数が1便増加するにあたり、運転士の負担は大丈夫か。
委員 (京阪京都交通)	経路変更により1便あたり3分短縮される。以前運行していた便数に戻すということであり、運転士は1人ではなく交代して運行しているので、負担が増えるということはない。
委員 (利用者の代表)	霧二公園前の利用者が最も多い。経路変更によりバス停が遠くなることで、高齢者が徒歩で移動する必要があるなど、利便性が低下する。その点はどのように考えているか。
事務局	御指摘のとおり、美山台一丁目、霧二公園前バス停を利用されていた方にとって、利便性は低下する。今回の試験運行で、現在の経路をバスで運行することが物理的に困難であることが分かったところでもあり、地域住民の不便さにどう対応していくか、今後地元自治会と相談し、バス以外の方法も含めて検討していきたいと考えている。
委員 (利用者の代表)	代替手段の検討を進めているということによいか。
事務局	現時点で具体的な相談ができているわけではない。どういった方が、どういったことで困っているのかを把握し、買物であれば移動販売や宅配といったサービスもあり、お出かけがしたいということであれば、自治会やタクシーの事業が必要かもしれないので、今後相談していきたい。
会長	新しいバス停を作ることなど、地元自治会とも相談しているということによいか。
事務局	新経路の検討にあたり、地元自治会とも相談して決定している。霧島台バス停で美山台方面の方、美山台バス停で大山台方面の方の利用を見込むことなど、自治会と話している。
委員 (利用者の代表)	美山台1丁目より上の美山台2丁目は、バス停まで更に距離があり、その辺りも気になる場所である。 地元自治会から社会福祉協議会へ移動販売の相談も入っており、11月から実施する方向で進めている。 アンケートを見ていると、50代の方も多く、現在車を利用されている方も多いと思われるが、5年後、10年後を考えると、課題になってくると感じた。
会長	実際にやってみて、検討するということがかもしれない。
副会長	美山台地域は高齢化率が高く、5年後、10年後にはバス停まで移動されることも大変に

	なと思われる。以前の、霧二公園前まで運行するルートにはできないのか。 新ルートになった時に、住民の状況を確認するため、再度アンケートを実施されるのか。
事務局	霧二公園前まで運行するルートについては、狭隘な道路を通過する必要がある、安全性に課題があるため、採用しなかった。 アンケートをすぐに実施する予定はないが、ルート変更後の住民の反応を見る中で、必要に応じて検討する。
委員 (利用者の代表)	霧島台バス停のある区間は土手になっており、美山台一丁目バス停からは遠回りになるため距離がある。地元住民とは、話ができていますのか。 美山台2丁目からは、更に距離が離れることとなり、利用は不便になる。
事務局	自治会とは話ができています。当初、逆回りのルートも提案していたが、大山台、美山台両方の住民が利用しやすいよう、この経路になった。 安全上の理由ということで、自治会には理解いただいているが、地元住民に直接説明はできていないので、経路変更後の住民からの意見については、市と自治会で受け止めて、次の手立てを検討していきたいと考えています。
委員 (利用者の代表)	自治会長は美山台の状況をよく調べておられ、地域の課題は理解された上での、苦渋の決断であると思う。シニアカーの導入など、他の方法も検討されている。
会長	皆にとって良い答えは中々ない。安全を優先すると便利さが損なわれ、折り合いがつかない部分は、バス以外の方法として、買い物であれば移動販売などの方法もあり、外出については地域で助け合うなど、こうしたきっかけに考えていく必要があるということだと思ふ。試験運行をやってみて、結果を見ながら地域の方とも話をし、議論していきたい。
その他	
委員 (利用者の代表)	社会福祉協議会として取り組んでいる、住民主体の移動支援について情報共有させていただく。高齢者の課題等に対して、安心して住み続けるまちづくりを地域の皆さんと進めてきたが、その中では、免許返納後の移動手段の問題が多く挙がってきた。平成30年頃から住民主体の移動支援に関心を持ち、全国移動ネットワークのセミナー等に参加したが、道路運送法上の許可・登録を要しない、ボランティア輸送のガイドラインが作成されるなど、国の方でも取り組みが進んできていることが分かり、関心ある住民への情報提供など支援を行ってきた。 亀岡市内の中山間地では、住民同士の助け合いで送迎するという取組が増えてきている。資料の中で住民主体の移動支援に取り組む団体を紹介しているが、10団体が取り組んでおられ、その中で5団体が桂川・道路交通課の補助金を活用されている。町単位、自治会単位のところも多いが、住民有志による助け合いの場合もある。 公共交通を補完する形で始まっている事業ではあるが、コミュニティの中での助け合いで取り組まれている事業でもあり、自治会がやらないといけないわけでもなく、小集落での取り組みも想定される。福祉の分野からのアプローチとしての支援や、運行主体の責任の問題をどうカバーするかなど、考えているところである。 最近は交通分野と福祉分野が重なり合ってきたような状況で感慨深いものがあるが、送迎事業だけでなく、シニアカーの貸し出しなど、関係機関と連携して、高齢になっても住みやすいまちづくりを進めていきたい。 報告チラシを本日配布しているが、移動支援セミナーとして、京都運輸支局や桂川・道路交通課から講義をいただき、また旭サポートカー委員会と畑野町自治会の取組の視察を行った。こういった形で、福祉の現場からも取り組んでいきたいと考えている。
会長	国交省の流れと、福祉的な流れが、だんだん近づいてきたと感じる。こうした情報を、皆さんの活動にも活かしていただきたい。

以 上